

沖縄県がん診療連携協議会の主催、共催、後援名義等の使用承認に関する内規

1. 国、地方公共団体、民間団体、民間企業等が、それらの主催する講演会、研修会等の行事について、沖縄県がん診療連携協議会（以下、協議会）に共催、後援をして欲しい旨の希望がある場合は、主催者が事務局である琉球大学附属病院がんセンター（以下、事務局）に文書で申請を行う。
2. 協議会、協議会幹事会（以下、幹事会）、協議会専門部会（以下、部会）が主体となって開催する講演会、研修会等の行事について、協議会に主催、共催をして欲しい旨の希望がある場合は、協議会委員、幹事会委員、部会委員が事務局に文書で申請を行う。
3. 協議会委員、幹事会委員、部会委員が主体となって開催する講演会、研修会等の行事について、協議会に主催、共催、後援をして欲しい旨の希望がある場合は、協議会委員、幹事会委員、部会委員が事務局に文書で申請を行う。

前項 1～3 の申請があった場合は、幹事会で審議を行い、可否の承認を行う。

- (2) 審議は、メールによる審議を行う
- (3) 事務局は、審議内容を次回の幹事会で報告を行う
- (4) 主催または共催となった場合は、事務局はその審議内容を協議会議長に文書で報告する。
- (5) 主催、共催及び後援となった場合は、主催者は開催報告書を事務局に提出する。さらに、主催または共催となった行事は、協議会及び幹事会にて報告する

附則

この内規は、平成 27 年 7 月 27 日より施行する

附則

この内規は、平成 27 年 10 月 5 日より施行する